

福井県中小企業育成資金（一般）要綱

1 目的	中小企業者に対し、事業活動に必要な資金について、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化に寄与することを目的とする。	
2 融資対象者	県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者	*中小企業者の定義 P. 1「共通要綱（以下「共通」という。）2(1)」参照
3 融資限度額	8,000万円	*融資限度額とは、すべての中小企業育成資金（一般）を合算した1年度当たりの限度額です。 P. 3「共通5(2)」参照
4 用途および融資期間	設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。） 運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。）	
5 融資利率	福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	*令和7年10月1日現在 1.85%以下（保証なし） 1.55%以下（保証付き）
6 信用保証	取扱金融機関の判断による。	
7 保証料補給	次の（1）、（2）および（3）に該当し、かつ次の①から④のいずれかに該当する融資金に係る保証については、県が保証料相当額を負担する。ただし、社員ファースト企業宣言の制度上、（2）の要件を満たすことができない中小企業者については（2）の要件は不要とする。 (1) パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者 (2) 社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ『社員ファースト企業』宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択している中小企業者 (3) 県の「ふくいSDGsパートナー登録制度」による登録を受けた中小企業者 ①県の「ふく育応援団「従業員応援企業」」の登録を受けた中小企業者 ②県の「ふくい女性活躍推進企業プラス+」による登録を受けた中小企業者 ③県の「社員ファーストアワード制度」による表彰を受けた中小企業者	*県が保証協会に対し保証料の全額を負担するため、中小企業者は保証協会に対し保証料を支払う必要はありません。 融資申込みの前に県経営改革課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県経営改革課まで提出してください。 確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。 また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。 *保証料補給の対象は令和8年3月31日までの融資実行分に限ります。 *パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者とは、融資申込時に「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（ https://www.biz-partnership.jp/index.html ）において宣言を公表している中小企業者のことです。 (2) の中小企業者とは、融資申込時に（2）であることを満たしている中小企業者のことです。 なお、制度上（2）の要件を満たすことができない中小企業者であるかは県労働政策課で判断しますので、お問い合わせください。 (2) の制度概要については、県労働

④県の「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」による認定を受けた中小企業者

政策課へお問い合わせください。

県労働政策課

TEL : 0776-20-0389

(3) の制度概要については、県未来戦略課へお問い合わせください。

県未来戦略課

TEL : 0776-20-0759

※登録期間内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

①の制度概要については、県こども未来課へお問い合わせください。

県こども未来課

TEL : 0776-20-0341

※登録年度から 3 年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

②の制度概要については、県県民活躍課へお問い合わせください。

県女性活躍課

TEL : 0776-20-0319

※登録期間内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

③の制度概要については、県労働政策課へお問い合わせください。

県労働政策課

TEL : 0776-20-0389

※表彰から 3 年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

④の制度概要については、県健康政策課へお問い合わせください。

県健康政策課

TEL : 0776-20-0352

※認定から 3 年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

8 担保・保証人

取扱金融機関の定めによる。

(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。)

9 必要書類

(1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]

(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書

(3) 消費税の納税証明書(その3)

(4) 直近2期分の決算書

(5) 資金需要を証する書類(設備資金の場合に限る)

(6) 融資対象者であることを証する書類

[保証料補給対象分の場合]

パートナーシップ構築宣言を行っていることを証する書類

7 保証料補給の要件(2)(3)に該当することを証する書類

①～④に該当する旨の認定書や登録通知書等

(7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

* 様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。

10 その他注意事項

保証をする場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。